



合計	466名
男性	309名
女性	157名

2/27 理事会が開催されました

議題として下記内容について審議、承認されました

1. 議案

- 議1号議案 令和5年度事業計画(案)について
- 第2号議案 令和5年度予算(案)について
- 第3号議案 第2次補正予算

2. 報告

業務執行状況について

3. その他

2/15 地域班長会議が開催されました

- ・請負事業についての説明
- ・地域班長へ地域剪定班長、草刈班長の選任を依頼

みんなで使う新しい会議棟の呼称募集!

会議棟が無事完成しました。

みんなで使えるように只今準備中です。

2/20には会議棟運営委員会が開催されました。

正式には4月からの運用となります。

良い呼称を考えて、事務局にお知らせください!

(TEL. 23-5378)

センターが会員の皆さんにお支払いする配分金について ～配分金には消費税が含まれています～

1 現在（令和5年9月30日まで）

○センターが会員のみなさんにお支払いする配分金には、発注者から預かった消費税が含まれています。

この消費税は、本来、国（税務署）に納めるものですが、年間の課税売上高が1,000万円以下の会員の皆さんは消費税免税事業者となるため、納める必要はありません。

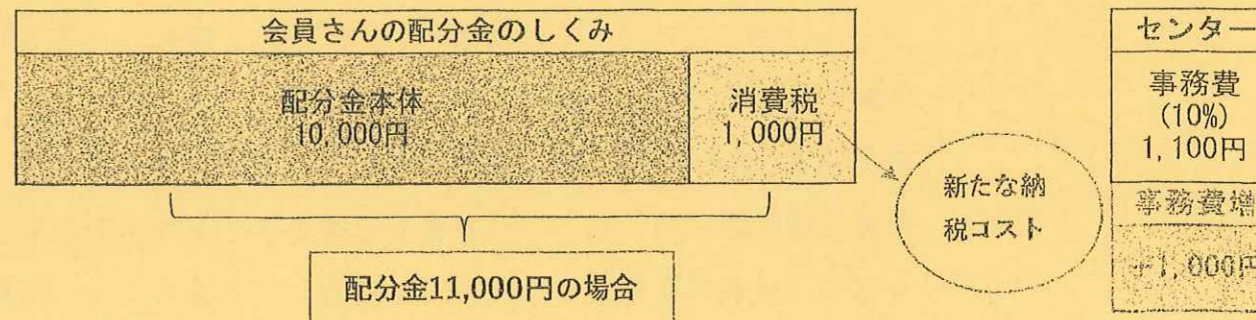


2 インボイス制度が始まると（令和5年10月1日～）

①インボイス制度が始まっても、会員の皆さんにはこれまでどおり発注者から預かった消費税額を含めて配分金をお支払いします。消費税免税事業者である会員の皆さんは、引き続きこの消費税を国に納める必要はありません。

②ただし、インボイス制度が始まると、センターは消費税免税事業者である会員さんとの取引について、消費税の仕入税額控除が認められなくなり、その分を負担しなければなりません。つまり、センターとしては、新たな納税コストが発生するということです。

③センターでは、この新たな納税コストについては、発注者と料金の値上げ交渉を行うほか、一層の業務効率化を図るなどで、会員の皆さんの配分金額に影響しないよう尽力いたします。しかしながら、そのことで仕事が減ってしまったり、センターの経営が厳しくなることも懸念されます。今後の状況によっては、会員の皆さんにご協力をお願いする場合がありますので、その際は何卒ご理解の程お願いいたします。



《令和5年度 配分金振込予定日》

就業のあった翌月に配分金が振り込まれます

(就業月) (配分金振込日)

4月就業分 …… 5月22日

5月就業分 …… 6月15日

6月就業分 …… 7月18日

7月就業分 …… 8月21日

8月就業分 …… 9月15日

9月就業分 …… 10月16日

10月就業分 …… 11月15日

11月就業分 …… 12月15日

12月就業分 …… 1月22日

1月就業分 …… 2月15日

2月就業分 …… 3月15日

3月就業分 …… 4月15日

※5月・8月・1月の振込日は20日、それ以外は15日となります。

振込日が土日祝日または金融機関休業日にあたる場合はその翌日の振込みになります。

配分金明細書が必要な方は、印鑑を持って各自で事務局まで取りに来て下さい

配分金振込日より5日前から受取可能です。



お渡しできるのは年度内のもののみですが、翌年度4月末まで受取可能です。
(例えば、令和5年3月分は、令和5年4月30日まで受取れるということです。)

事務都合上、同じ月のものは一度しかお渡しすることはできません。

《受取を自分以外の方をお願いする場合》

双方了承の上で、令和5年度(令和5年4月就業分～令和6年3月就業分)の『委任状』に、ご本人と代理人の会員番号・氏名・住所の記入と押印の上、事務局にご提出願います。書式は事務所にあります。

Smile to Smile 登録で、毎月の配分金明細がスマホで確認できます！

～事務局より～

小泉さん・藤本さんが令和5年3月末で退職されます。
小川さんが久米・勝北担当後任として令和5年1月より勤務されています。宜しくお願いします。

～主な行事及び会議～

- 2/10 派遣元責任者講習(東京)
- 2/14 チップ無料提供(野村)
- 2/15 地域班長会議(事務局会議室)
- 2/16 ハローワーク窓口相談
- 2/16 経理担当者研修
- 2/20 会議棟運営委員会(事務局)
- 2/21 入会説明会(事務局会議室)
- 2/22 スマホ教室(事務局会議室)
- 2/27 理事会(事務局)

～事務局からのお願い～

- ①会費納入よろしくお願いします。
- ②3月は令和4年度決算月です。必ず3月31日までに就業報告書(日報)を必ず提出してください。※速やかな決算処理にご協力ください。
- ③住所・連絡先の変更はお早めに事務局へお知らせください！大事なお知らせが届かないということも！
なお、引越だけでなく住居表示(町名表示)が変わった方もお知らせください。
- ④健康診断を受けましょう。
- ⑤発注者(作業依頼者)から直接会員さんに依頼があった場合は、事務所に必ず連絡してから就業してください。
- ⑥就業報告書には、正しい会員番号を書きましょう！会員番号の書き間違いで異なる会員さんに配分金が振り込まれる場合があります。
会員証に記載の番号をもう一度よく確認してみましょう。事務局に尋ねていただいても構いません。



合計	466 名
男性	309 名
女性	157 名

高齢ドライバーの為の交通安全講習会

研修趣旨：安全運転と安全マナー向上の為

津山署より、体験学習

研修日時：令和 5 年 7 月 11 日（火）午前 10 時から 2 時間程度

会場：津山市シルバー人材センター駐車場（井口 21-1）

定員：会員 20 名程度

受講希望者は事前に事務局 23-5378 まで予約をお願いします。



屑処分について

☆きちんと分別して、剪定屑はチップ場へ、刈草は草置き場へ置いてください！

☆竹、シュロ、柚子の木の屑は野村では処分出来ないので持ち込まないでください！

※ひとりひとりのマナーがあつての事業継続です。皆さん宜しくお願いします！

防護ネットの貸し出しをしています！

草刈作業時には必ずご利用ください！

☆草刈作業においては、ヘルメットとゴーグル完全着用で！

☆剪定時のヘルメット着用もお願いします！

会員さん同士の事故はシルバー保険の対象外です！

例えば、草刈就業中に会員の車に飛び石が当たって
破損してもシルバー保険の対象外となります！

夫婦会員制度をご存じですか？

令和5年度より 夫婦会員入会制度開始します！

ご夫婦で入会の場合は 1名分の正会員会費が免除となります！

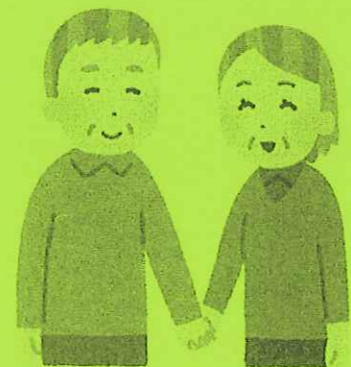
この機会にご夫婦で会員になってみませんか？

入会年度のみではなく、ご夫婦で入会されている間ずっと二人で3,000円、

既にご夫婦でご入会されている場合は、令和5年度から二人で3,000円となります。

会費支払いの際には念の為ご夫婦で入会している旨を申し出てください。

※夫婦ともゴールド会員という場合は、各々会費1,000円が必要です。



会員拡大必須！

1人でも多くの方にご入会いただけるようにお力をお貸しください！

無料スマホ教室開催しています

スマホの基本的な使い方を学んでみませんか？

一般の方(年齢不問)も受講対象です。ご近所の方やお友達をぜひとも誘ってみてください！

会員サイト「Smile to Smile サービス」が気になる方も受講してください。

(会員サイトの登録には印鑑が必要です)

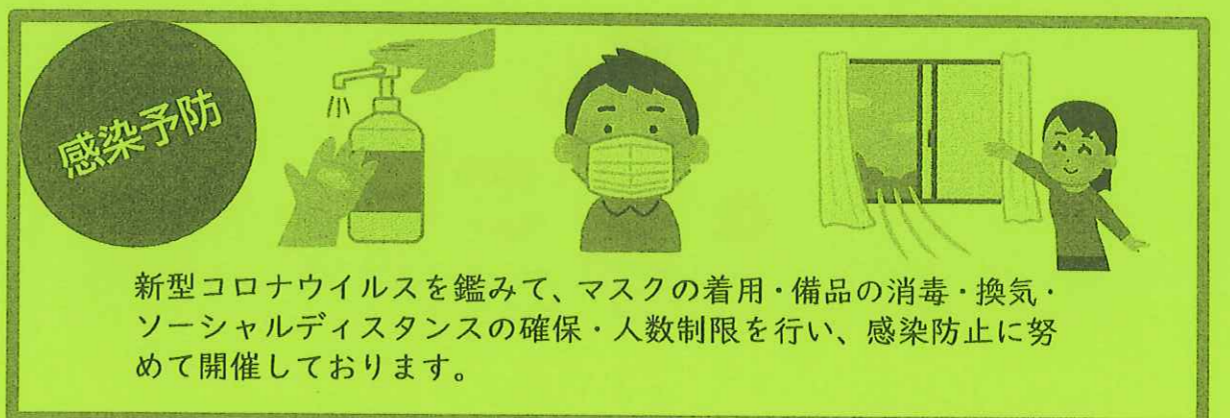
受講希望の方は事前予約をシルバー事務局(23-5378)まで

開催場所:津山市シルバー人材センター (〒708-0885 津山市井口21-1)



参加費無料 定員各4名 今後も毎週水曜日の同時時間帯に実施予定です

開催日時	教室名
3月8日(水) 10~11時	スマートフォンでアプリを使おう
3月15日(水) 10~11時	スマートフォンでマップを使おう
3月29日(水) 10~11時	スマートフォンでインターネットを楽しもう



新型コロナウイルスを鑑みて、マスクの着用・備品の消毒・換気・ソーシャルディスタンスの確保・人数制限を行い、感染防止に努めて開催しております。